



# 退職給付会計の国際的な動向

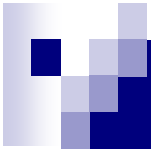
～ IASB ディスカッション・ペーパーについて

2008年 7月

*JPAC*



**JP Actuary Consulting Co.,Ltd.**



# ・国際会計基準・米国会計基準における 退職給付会計の動向

# 1. 退職給付会計の動向～退職給付会計の主な出来事

1986年12月:FAS87適用開始

1999年1月:IASB19適用開始

2005年:FRS17(英国財務報告基準)の適用開始(2000年公表)

- ・数理計算上の差異の即時認識
- ・退職給付費用の表示(人件費、金融損益)

2003年12月:米国FAS132(退職給付会計の開示)の改定

- ・退職給付に関する開示の強化(主に制度資産について)

2004年12月:国際会計基準IAS19の改定

- ・退職給付に関する開示の強化(FAS132Rに準じた開示)
- ・数理計算上の差異の即時認識に関するオプションの追加(損益計算書を通さない処理)
- ・複数事業主制度の会計処理(例外処理の規制・過去勤務債務掛金の認識)

2006年9月:米国FAS158の公表(FAS87,132の改訂) 退職給付会計改訂プロジェクト フェーズ1

- ・数理計算上の差異、過去勤務債務の、BS上での即時認識
- ・評価日を貸借対照表日とする(従来は3ヶ月前とすることが可能)

(検討中) FASB

退職給付会計改訂プロジェクト フェーズ2

(検討中) IASB

退職給付会計改訂プロジェクト フェーズ1

2008年3月:ディスカッションペーパー公表

## 2. 退職給付会計の主な差異

	日本基準	米国基準	国際会計基準
債務評価	退職給付債務 予測単位積立方式 - 期間定額基準	PBO(予測給付債務) 予測単位積立方式 - 支給倍率基準	DBO(確定給付債務) 予測単位積立方式 - 支給倍率基準 一部見直し
年金資産	公正価格(時価)	公正価格 /市場連動価格	公正価格
割引率の見直し	10%ルール 過去の変動を考慮 見直し 主に国債を利用	毎期見直し 貸借対照表日時点 優良社債	毎期見直し 貸借対照表日時点 優良社債 一部見直し
変更時差異の償却	15年以内	15年	5年以内
過去勤務債務の償却	平均残存勤務期間以内の一定年数	残存勤務年数で費用処理 BS上は即時認識	受給権確定までの期間 見直し 受給者分、既確定分は即時
数理計算上の差異	平均残存勤務期間内の一定年数	コリダールール BS上は即時認識	・コリダールール ・より早期の償却 ・即時償却(PL) ・即時償却(OCI) 見直し

## 2. 退職給付会計の主な差異

	日本基準	米国基準	国際会計基準
資産/負債の認識	「退職給付債務 - 年金資産 - 未認識債務」を計上	「PBO - 年金資産」貸借対照表で認識	「DBO - 年金資産 - 未認識債務」を計上 <b>見直し</b> 資産計上に上限 年金財政上の積立不足の認識
縮小の会計処理	特になし(給付減額で処理)	過去勤務債務・変更時差異の一時処理	未認識債務の一時処理
複数事業主制度の会計処理	掛金の費用認識 年金制度の財政状況を注記	掛金の費用認識	掛金の費用認識 特別掛金収入現価の債務認識
開示項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の説明</li> <li>・債務および費用の内訳</li> <li>・計算基礎</li> <li>・総合型基金の財政状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の説明</li> <li>・債務および資産の推移</li> <li>・費用の内訳</li> <li>・資産の内訳、運用方針</li> <li>・計算基礎</li> <li>・10年間の給付予測など、19項目(a~t)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の説明</li> <li>・債務および資産の推移</li> <li>・費用の内訳</li> <li>・資産の内訳</li> <li>・計算基礎</li> <li>など、17項目(a~q)</li> <li><b>上記見直し項目に応じて開示を見直し</b></li> </ul>

### 3. 退職給付会計見直しプロジェクト

#### 米国会計基準

Phase1 FAS158の成立で完了

- ・積立状況(PBO-年金資産)の全額認識
- ・数理計算上の差異、過去勤務債務の取扱
- ・貸借対照表日での測定

Phase2 2007年～包括的な見直し

【当初重点項目】

- ・費用区分(純利益/その他包括利益)
- ・複数事業主の会計処理
- ・年金資産の開示強化 (FSPにより公開)

【IASBの議論を注視し、意見表明】

- ・キャッシュバランスプラン、一時金支給の制度に関するPBO評価

【上記項目の後、IASBとの共同作業】

- ・債務評価の前提
- ・年金基金の連結(資産負債の総額表示)
- その他

#### 国際会計基準

Phase1 2006年から4年を目処

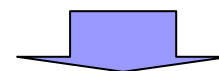
- ・平滑化と遅延認識の問題
  - ・費用区分と開示
  - ・給付減額と制度縮小の関係(一部実施済)
  - ・退職給付制度の区分、拠出建約定の会計
  - ・「高い方」オプションの給付の会計処理
- 2008年3月にディスカッション・ペーパーを公表  
2009年下半期に公開草案  
2011年に最終報告

Phase2 包括的な見直し


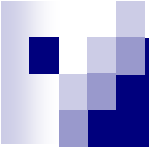
- ・債務の認識(受給権未発生 of 給付債務)
- ・債務の測定(給付建約定の債務測定方法)
- ・年金資産・年金債務の総額表示
- ・複数事業主制度の会計処理



共同プロジェクト



会計基準の同質化



**・ディスカッション・ペーパー  
「IAS19『従業員給付』に関する予備的見解」**

# 1. プロジェクトの目的と検討範囲

## 現行IAS19の問題

- ・「未認識債務」の存在によって、BSが積立状況を正確に反映していない(積立不足がある場合でも資産が計上されることがある)
- ・数理計算上の差異の処理に関するオプションがあるため会社間で比較できない
- ・債務評価が給付の性質を適切に表していない(特にキャッシュバランス制度のように給付額にリスクがある制度について)

## プロジェクトの目的: 高品質で透明性のある財務情報の提供

- ・上記問題点を解消する
- ・典型的なDCや典型的なDB(最終給与比例)については本質的な見直しを行わない(時間の制約)
- ・見直しによって、財務諸表の報告内容を理解しやすくし、意思決定に有用なものとする

## 検討範囲

1. 給付建制度の損益に関する遅延認識
2. 制度の清算、縮小の表示を含む、給付建費用の表示
3. 掛金と利息を基礎とした給付の会計
4. 「高い方」オプションがある制度の会計

## 次回プロジェクトで検討すべきその他の問題

1. 受給権が生じていない給付の債務認識
2. 現行の測定方式
  - ・予測単位積立方式
  - ・計算の前提
3. 退職給付引当金の純額表示
4. 複数事業主制度の会計処理

## 関連プロジェクト

以下のプロジェクトが関連しているが、これらのプロジェクトの進捗状況が退職給付プロジェクトのスケジュールに影響を受けない。むしろ、退職給付プロジェクトの議論が他のプロジェクトの参考となることが期待されている。

1. FASBの退職給付に関するプロジェクト: コンバージェンス
2. 財務諸表の表示(IAS1): 退職給付費用の区分
3. 公正価値測定: 資産・債務の測定
4. 引当金、偶発債務 / 資産(IAS37): 債務の認識
5. 金融商品(IAS39): 債務の測定
6. 概念的枠組みプロジェクト: 資産、債務の概念

## 2. 確定給付債務の損益に関する遅延認識～予備的見解

### 【審議会の予備的見解】

1. 制度資産と確定給付債務の変化のすべてを、発生年度に財務諸表で認識する
2. 年金資産の収益を、期待収益と数理差損益に区分しない
3. 受給権が生じていない過去勤務債務についても制度改訂年度に認識する

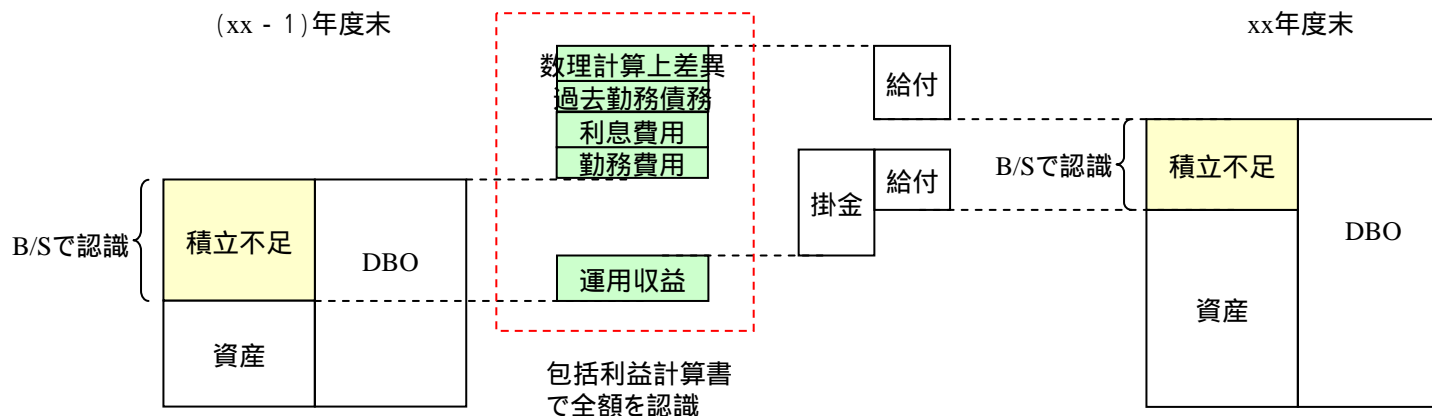
「未認識過去勤務債務」「未認識数理計算上の差異」がなくなり、「退職給付債務 - 年金資産」の全額が貸借対照表上で認識される。

「退職給付債務 - 年金資産」の変動すべてが財務諸表上で認識される。

したがって、割引率の変更による影響を含んだ債務に関する数理計算上の差異、制度変更の影響、年金資産の変動（利差損益および期待収益）はすべて財務諸表で認識される。

ただし、どの勘定科目で表示されるかについては「3. 給付建制度の費用の表示」による。

現行のIAS 19の期待収益は、会社が退職給付費用を操作する温床になる可能性があるため、期待収益と数理計算上の差異とを区分しない。



## 2. 確定給付債務の損益に関する遅延認識～現在の取り扱い

### 現行のIASの取り扱い

ワークシートは日本基準に準じている

資産の収益は、期待運用収益と利差損益に区分し、  
 ・期待運用収益 当期費用(収益)  
 ・利差損益 数理計算上差異として遅延認識

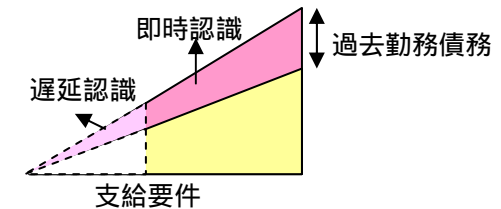
当期発生した数理計算上の差異(債務+資産)は遅延認識処理

	(XX-1)年度末	XX年度		XX年度末		
	積立状況	債務/資産の変動要因	取り崩し	積立状況(見込)	数理計算上の差異/過去勤務債務	積立状況(実績)
確定給付債務	(2,356,000)	勤務費用 (120,000) 利息費用 (58,900)	給付 225,000	(2,309,900)	数理計算上の差異 (134,000) 過去勤務債務 (460,000)	(2,903,900)
年金資産	1,200,000	期待運用収益 36,000	掛金 265,800 給付 (225,000)	1,276,800	数理計算上の差異 (71,000)	1,205,800
積立状況	(1,156,000)	(142,900)	265,800	(1,033,100)	(665,000)	(1,698,100)
未認識数理計算上の差異	425,300	処理額 (18,970)		406,330	未認識額 205,000	611,330
未認識過去勤務債務	300,500	処理額 (120,200)		180,300	未認識額 60,000	240,300
退職給付引当金	(430,200)	(282,070)	265,800	(446,470)	(400,000)	(846,470)

B/S上の年金債務は未認識項目を控除

数理計算上差異・過去勤務債務は遅延認識  
 ・数理計算上の差異:  $\max(\text{債務}, \text{資産})$  の10%を超える額を平均残存勤務年数  
 (これより早い処理、即時処理も可能)  
 ・過去勤務債務: 未認識部分は受給権確定までの期間で処理

当期発生した過去勤務債務は、  
 ・受給権確定分(400,000) 当期費用処理  
 ・受給権未確定分(60,000) 遅延認識



## 2. 確定給付債務の損益に関する遅延認識～新しい取扱い

### IASBの予備的見解による処理

	(XX-1)年度末	XX年度		XX年度末
	積立状況	債務 / 資産の変動要因	取り崩し	積立状況 (見込)
確定給付債務	(2,356,000)	勤務費用 (120,000) 利息費用 (58,900) 数理計算上の差異 (134,000) 過去勤務債務 (460,000)	給付 225,000	(2,903,900)
年金資産	1,200,000	資産の実現収益 (35,000)	掛金 265,800 給付 (225,000)	1,205,800
積立状況 (退職給付引当金)	(1,156,000)	(807,900)	265,800	(1,698,100)

B / S上の年金債務は、  
積立状況 (債務 - 資産)  
そのもの

退職給付債務・年金資産の変動  
をすべて財務諸表で認識  
つまり、数理計算上の差異と過去  
勤務債務の遅延認識を認めない

資産の実現収益を期待収  
益率と数理計算上の差異  
に区分しない

### 3. 給付建制度の費用の表示～予備的見解

#### 【審議会による三つの提示案】(予備的見解に到達せず)

	損益計算書	その他包括利益
第1案	確定給付債務、資産変動の要因すべて	-
第2案	従業員の勤務に関連した費用	左記以外
第3案	右記以外	金融仮定の見直しによる費用

			第1案	第2案	第3案	
債務の変動	勤務費用	勤務に関する費用	P / L	P / L	P / L	
	利息費用	金融に関する費用	P / L	OCI	P / L	
	過去勤務債務	勤務に関する費用	P / L	P / L	P / L	
	数理計算上の差異	割引率変動の影響	金融(仮定見直し)に関する費用	P / L	OCI	OCI
		その他基礎率変動の影響	勤務に関する費用	P / L	P / L	P / L
		基礎率と実績の差の影響	勤務に関する費用	P / L	P / L	P / L
資産の変動	金利・配当収入	金融に関する費用	P / L	OCI	P / L	
	資産の変動	資産価値の変動	金融(仮定見直し)に関する費用	OCI	OCI	

- 1 上表でP / Lが損益計算書で認識される項目、OCIがその他包括利益で認識される項目。
- 2 「金利・配当収入」について、審議会は「現行IAS19の期待収益」「制度資産の株式配当金、債券金利」「高格付社債の市場金利」などとする案を提示している。 が採用された場合は現在の期待運用収益の取り扱いと同じとなる。

### 3. 給付建制度の費用の表示～縮小・清算の取扱い

縮小	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場の廃止などによる従業員の削減(将来の勤務期間の削減)</li> <li>・将来の勤務期間に獲得する給付の削減、または停止(将来期間の給付減額)</li> </ul>
清算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の廃止、一部廃止</li> </ul>



縮小・清算による退職給付債務および年金資産の変動はその発生年度に財務諸表で認識される。  
 現行の取り扱いでは、数理計算上の差異および過去勤務債務も一時処理される

	縮小	清算
第1案	損益計算書で認識	損益計算書で認識
第2案	損益計算書で認識(勤務に関する損益)	その他包括利益で認識 (勤務に関する損益ではない)
第3案	損益計算書で認識(勤務に関する損益)	その他包括利益で認識 (見積もりの変更による損益である)

制度の清算の決定を金融(財務)仮定の見直しとみなしている

## 4. 退職給付制度の分類～予備的見解

### 【審議会の予備的見解】

1. 退職後給付制度を「拠出ベース約定」と「給付建約定」とに区分する
2. 「拠出ベース約定」とは、「掛金の累積」「利息の定め」で構成される給付で、次の要件を満たすものである。

毎期末に、それまでの給付額の累積がわかる(それまでの累積額は、受給権の取得や死亡率の変動などによって変化することがあるが、将来の昇給の影響は受けない)

「掛金の累積」は実際に拠出された掛金である必要はなく、「利息の定め」は利息を付与しない(0%)とすることもできるし、ある資産(グループ)の収益率や指標にリンクしている。
3. 「拠出ベース約定」以外の退職後給付制度を「拠出建約定」とする

現行IAS19は、「制度」ごとに「拠出建制度(確定拠出制度)」と「給付建制度(確定給付制度)」に区分している。予備的見解では「約定」(給付の算定式)ごとに「拠出ベース約定」と「給付建約定」とに区分する。

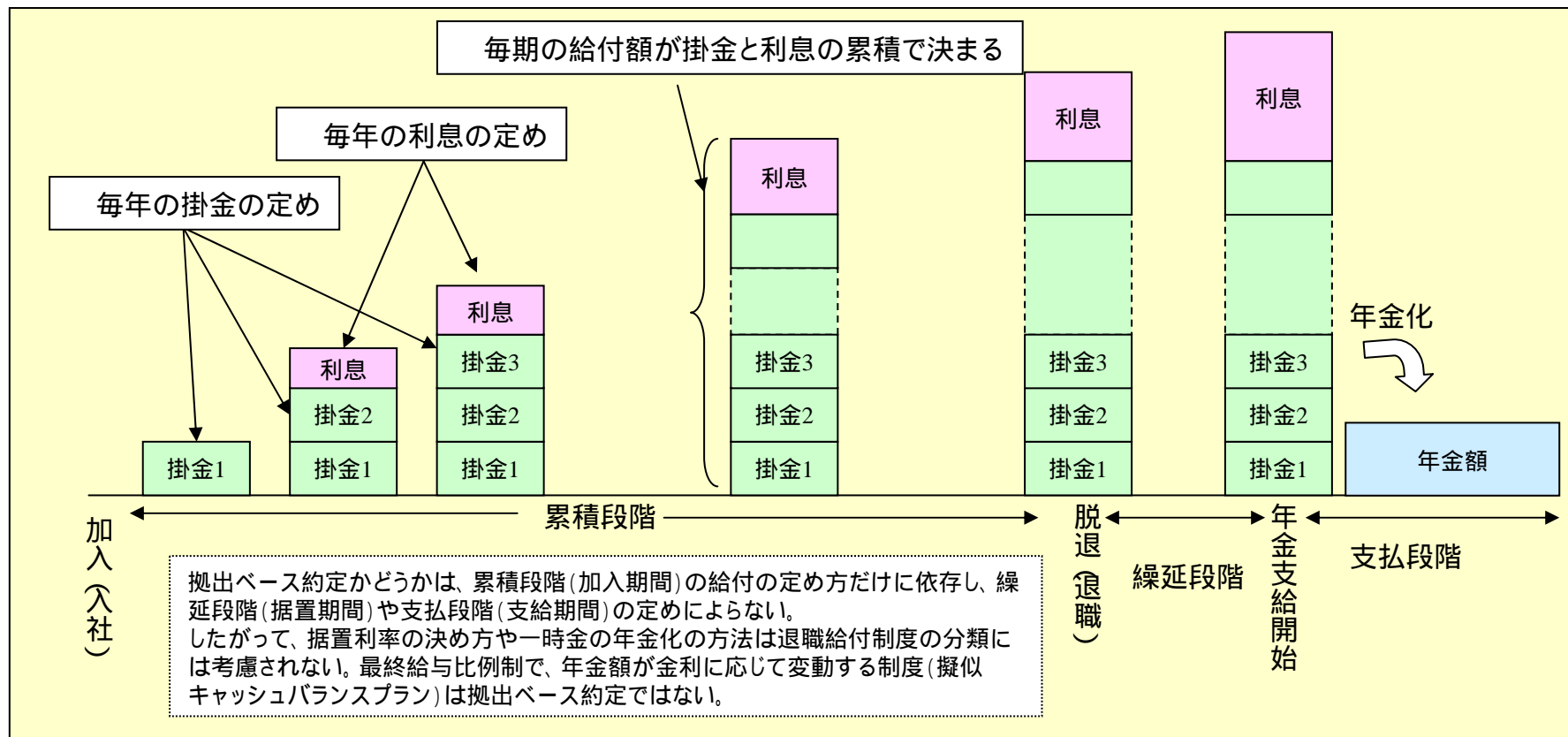
同一制度(例えば確定給付企業年金制度)の中に最終給与比例(給付建約定)とキャッシュバランスプラン(拠出ベース約定)とがある場合、両者を区分して会計処理を行う。

従来は拠出建制度は拠出ベース約定に分類されるほか、従来給付建制度としていたものの多くが拠出ベース約定に分類されることとなる。

算式の表現方法によらず、実質的に拠出ベースと経済的に同等な制度は「拠出ベース約定」となる。

「給与×支給率」の制度であって、給与および支給率がいずれも勤続期間のみに依存する制度は、勤続期間のみで給付額が定まるため、勤続期間別定額制度と経済的には同等である。勤続別定額制度が拠出ベース約定に分類されるのであれば、当該制度は給付建約定ではなく拠出ベース約定となる。

## 4. 退職給付制度の分類～拠出ベース約定の定義



### 掛金

- ・実際に拠出する掛金でも、架空の掛金でもよい。
- ・算定方法(定額、給与比例、ポイント制など)によらない。
- ・必ず毎期拠出する必要はない(加入時の一時払い可)

### 利息

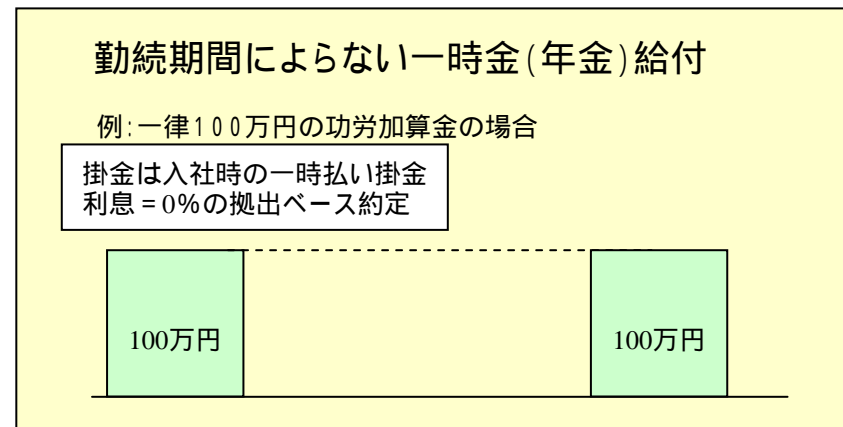
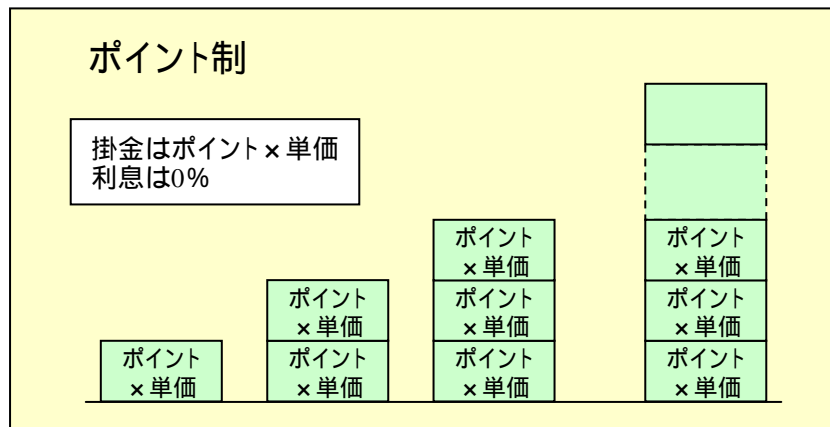
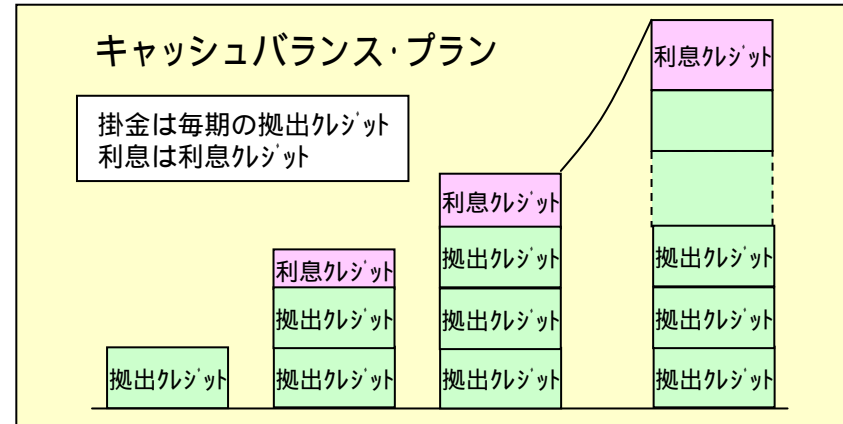
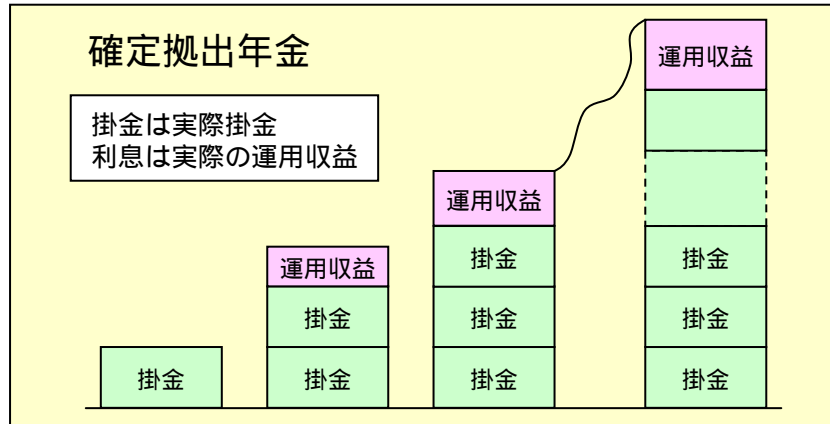
- ・0%を含む固定金利でも構わない。変動金利の場合は、資産・資産グループ・資産の指数と関連付けられる。
- ・利息に保証や上下限があってもよい。

### 毎期の給付額

- ・毎期末における給付額(掛金と利息の累積)がわかる(計算できる)。
- ・給付額は将来の年金受給権取得による増加や死亡率の低下による増加、自己都合退職による減少の影響を受けることがある。
- ・将来の給与上昇の影響を受ける場合は給付建約定となる。

## 4. 退職給付制度の分類～拠出ベース約定の定義

以下のような制度も拠出ベース約定の定義を満たす



### 全期間平均給与比例(支給率が加入期間に比例する場合)

左の算式より  
掛金は給与×一定率  
利息=0%

$$\begin{aligned} \text{給付額} &= (\text{全期間平均給与} \times \text{加入期間}) \times \text{一定率} \\ &= \text{給与累計} \times \text{一定率} \\ &= (\text{給与} \times \text{一定率}) \text{の累計} \end{aligned}$$

## 4. 退職給付制度の分類～拠出ベース約定の例

### 【拠出ベース約定に分類される制度】

確定拠出年金制度

キャッシュバランス・プラン(固定利息、利息の上下限がある制度も含む)

ポイント制

毎年の給与(または過去n年平均給与)の一定割合を退職まで累積する制度

全期間平均給与

勤続期間に関わらない一定額の給付

定額制給付

において単年度ポイントが勤続期間のみで決定する場合、給付額は勤続期間のみで計算される。そのような制度と、  
の定額制の給付は経済的に同等な制度である。

現行IAS19では上記制度のうち のみが拠出建制度に分類され、他の制度はすべて給付建制度に分類される。

### 【給付建約定に分類される制度】: 拠出ベース約定以外の給付約定

最終給与比例

退職前n年間平均給与比例

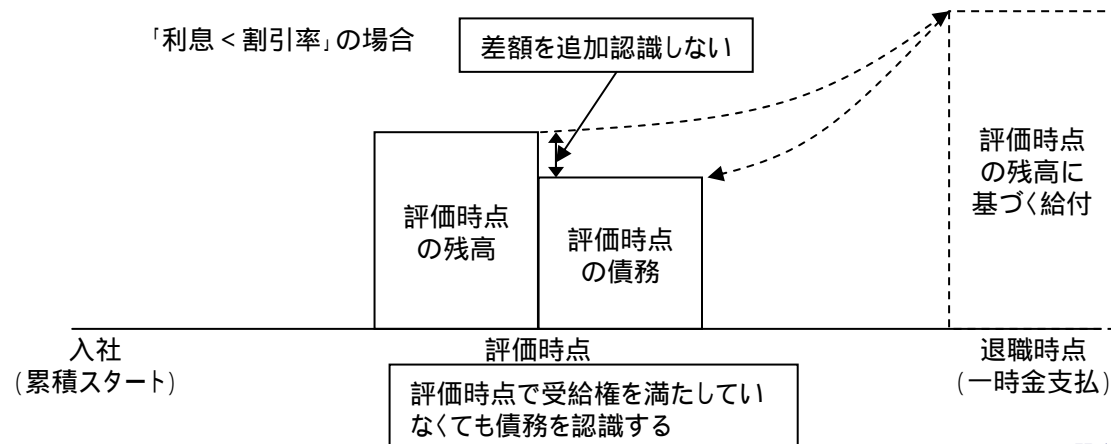
現行IAS19では上記制度のすべてが給付建制度に分類されている。

## 5. 拠出ベース約定の認識

### 【審議会の予備的見解】

1. 受給権の生じていない拠出ベース約定についても債務を認識する
2. 拠出ベース約定の給付は給付算定式にしたがって期間配分および認識される
3. 「要支給額 > 給付債務」の場合であっても、追加債務を認識する必要はない。

1. 受給権の生じていない給付の債務については、フェーズ2の検討事項である。現行IAS19では受給権の生じていない給付建制度の債務を認識することとなっているため、拠出ベース約定についても当面債務認識することとした。
2. 拠出ベース約定の給付算定式は、「掛金」と「利息」の累積である。従って、拠出ベース約定は評価時点の残高のみに従い、将来支払われる掛金に対する債務を認識する必要はない。
3. 評価時点の残高をベースに給付債務を評価する場合、利息が割引率より小さい(ポイント制の場合は利息 = 0%)と給付債務が評価時点の残高よりも小さくなる。仮に、評価時点直後に従業員が退職すると、債務以上の給付支払が発生する。しかし、評価時点でその差額を追加認識する必要はない。



## 6. 拠出ベース約定の測定～予備的見解

### 【審議会の予備的見解】

拠出ベース約定の測定は、給付約定の条件が変わらないことを前提とした「公正価値」で行う。

測定単位：「掛金」と「利息」それぞれ区分して評価するのではなく、一体として測定を行う。

測定方法：給付約定の条件が変わらないことを前提とした「公正価値」による。

FAS157「公正価値による測定」による公正価値の定義

「測定日現在において市場参加者の秩序ある取引により資産を売却して受け取り、または負債を移転するために支払うであろう金額」

現行拠出建制度の評価

確定拠出年金は拠出ベース約定に分類されるため「公正価値」による債務評価を行うが、見直しによる影響はそれほど重要なものとはならない。

通常は「確定拠出年金の給付債務(公正価値) = 確定拠出年金の資産残高」となる。

ただし、期末に未払の拠出金がある場合はその金額を債務認識する。拠出金の支払までの期間が12ヶ月以上の場合、割引計算を行う(現行ではIAS19による割引率)。

現行給付建制度の評価

従来給付建制度であったが、新たに拠出ベース約定に分類された制度については「公正価値」を適用し、従来の評価方法(予測単位積立方式)との関連性は考慮されていない。

新しい基準でも給付建約定に分類された制度については、当面は従来の給付建制度と同様に予測単位積立方式を適用するが、フェーズ2において見直しすることを含めた検討が行われる。拠出ベース約定と給付建約定との違いは実質的には「給与上昇リスク」の有無だけであるため、給付建約定も同様に「公正価値」が適用される可能性が高い(?)。

以下、本資料における債務の公正価値に関しては、「給付約定の条件が変わらないことを前提とした」という言葉を省略し、単に「公正価値」という。

## 6. 拠出ベース約定の測定～公正価値

### 【公正価値の要素】

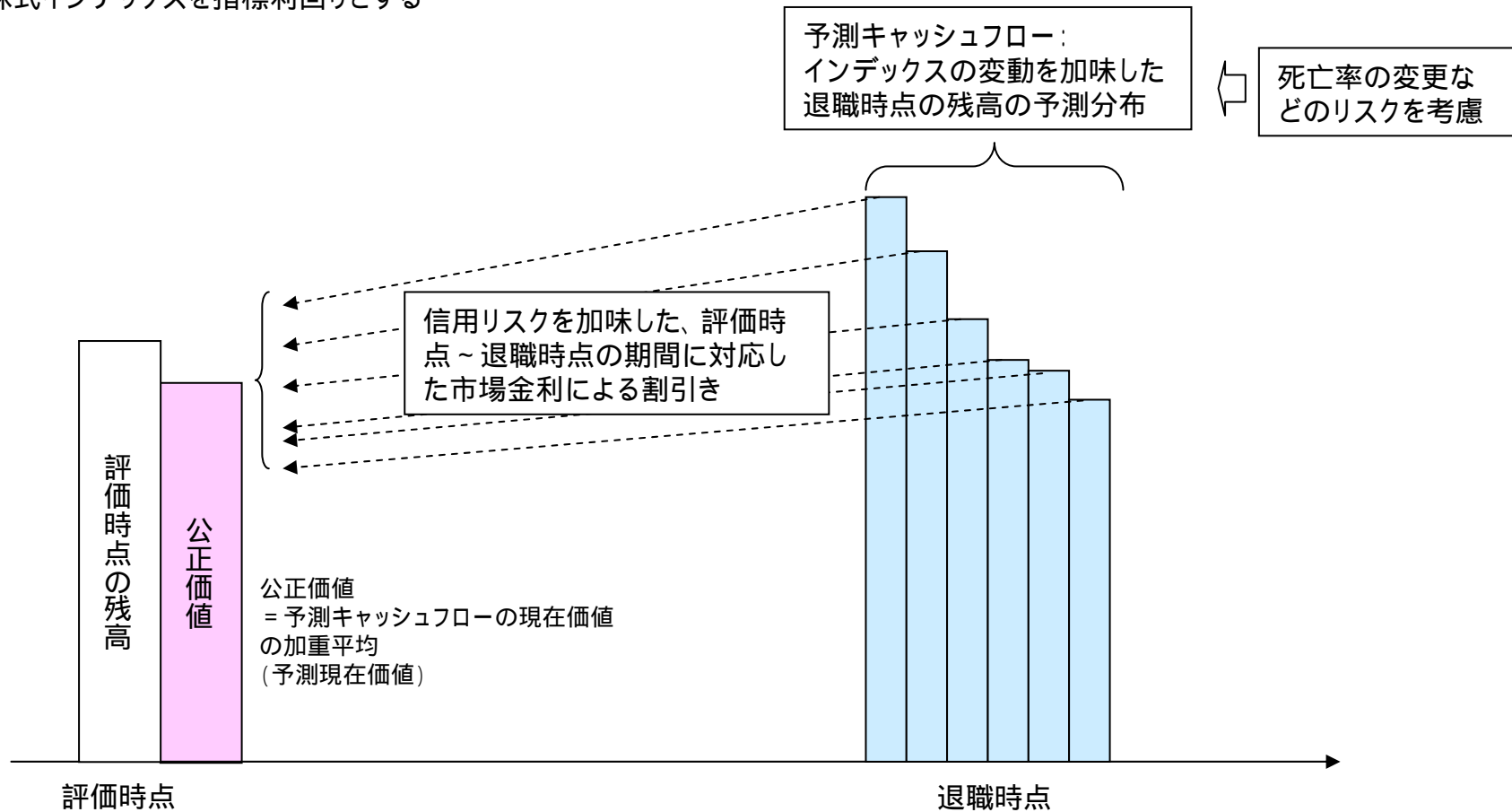
「将来のキャッシュフローの予測」「お金の時間価値を反映」「リスクを反映」

<b>1. 将来のキャッシュフローの予測:以下の条件を満たした予測を行う</b>	
明示的な予測	・給付債務計算のための前提条件を明示 ・前提条件を使用した計算結果の明示
市場要因との一貫性	・会社が使用する計算の前提について、市場参加者が利用可能な市場の条件を反映し、調整することなしに直接使用する
先入観を排除した情報の利用	・特定の（一パターンだけの）予測結果のみを反映するのではなく、キャッシュフローの発生確率を加味した「予測現在価値」を使用する ・計算の前提は「保守的」でも「楽観的」でもなく中立的とする
評価日時点の予測	・計算の前提は評価時点の市場条件による見積もりによる
<b>2. お金の時間価値を反映:現在時点で価値を測定する</b>	
<b>3. リスクを反映: について反映する。ただし、 については技術的・理論的な補強が必要</b>	
資産ベースリスク	・資産やインデックスの変動によって給付が変動するリスク
人口リスク	・人口に関する仮定(死亡率、脱退率など)の変動によるリスク
信用リスク	・債務が実行されない(給付支払が行われない)リスク
公正価値に反映されないその他のリスク	(・制度が変更されるリスク)

## 6. 拠出ベース約定の測定～公正価値のイメージ

### キャッシュバランス・プラン

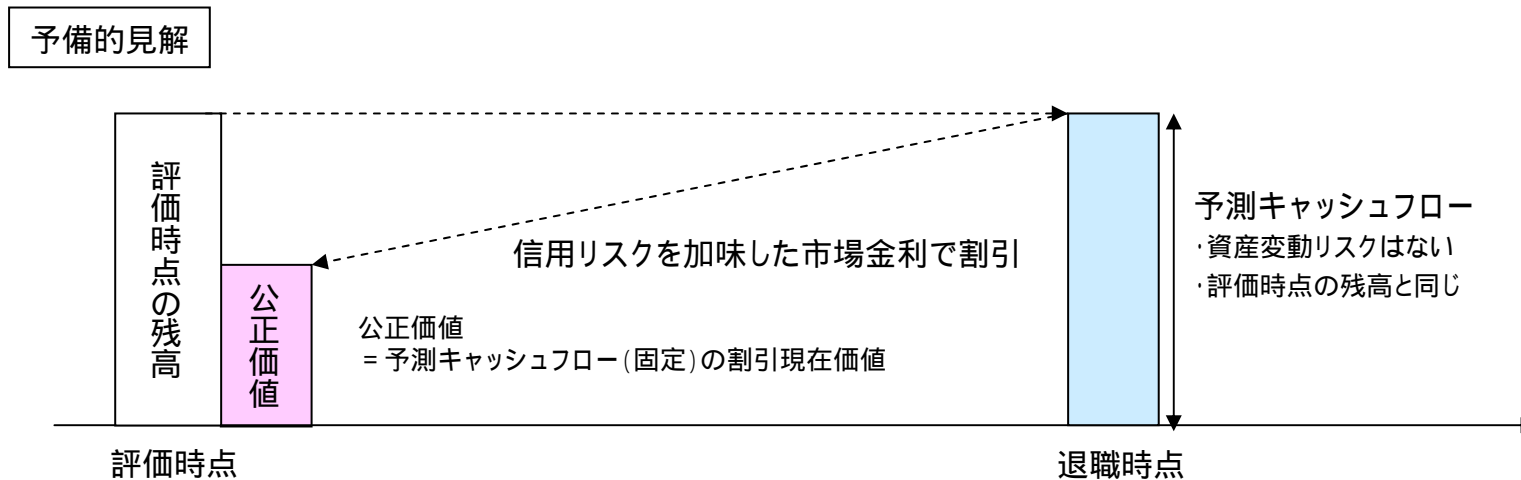
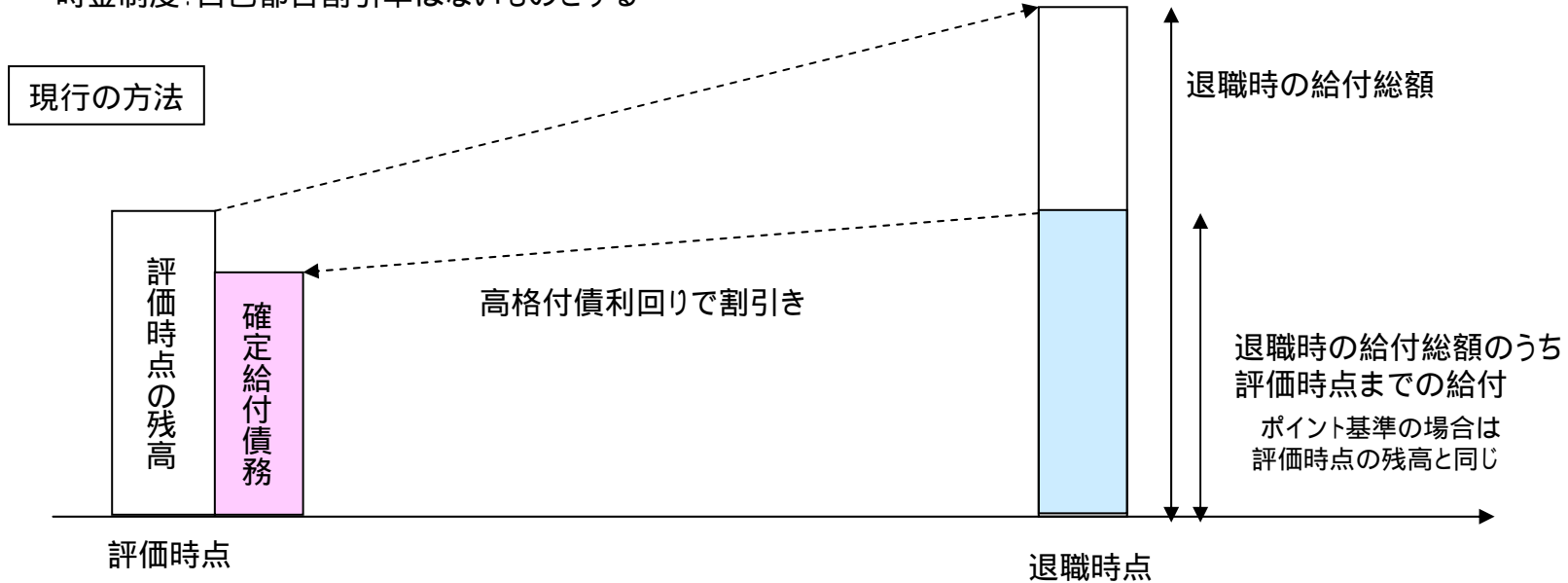
株式インデックスを指標利回りとする



## 6. 拠出ベース約定の測定～公正価値のイメージ

### ポイント制の例

・一時金制度:自己都合割引率はないものとする

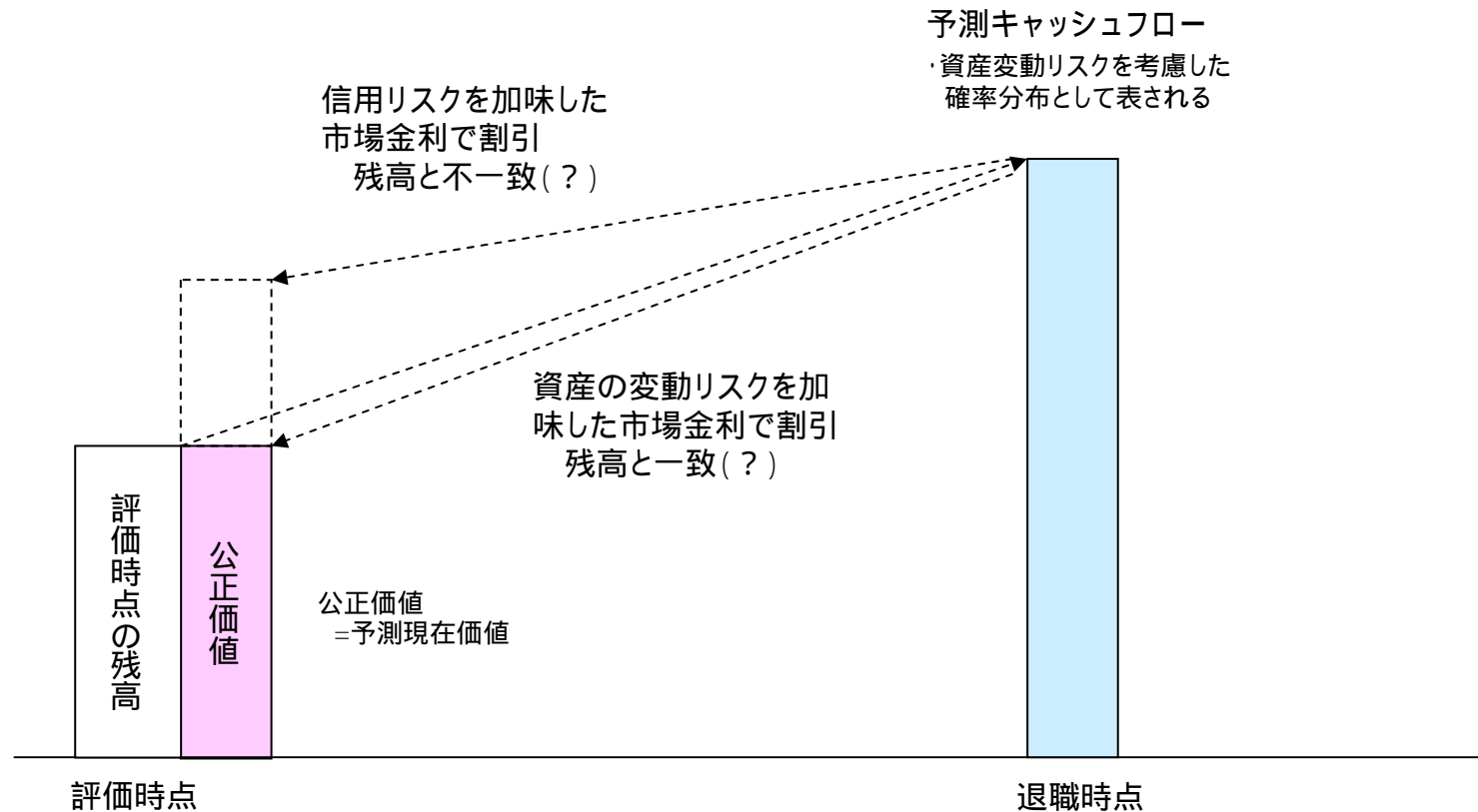


## 6. 拠出ベース約定の測定～公正価値のイメージ

### 一般的な確定拠出年金

- ・外部の個人口座へ拠出
- ・事業主に追加負担はない

従来の取扱いから大きな変化はない 「給付債務 = 年金資産」のはず



## 6. 拠出ベース約定の測定～公正価値のイメージ

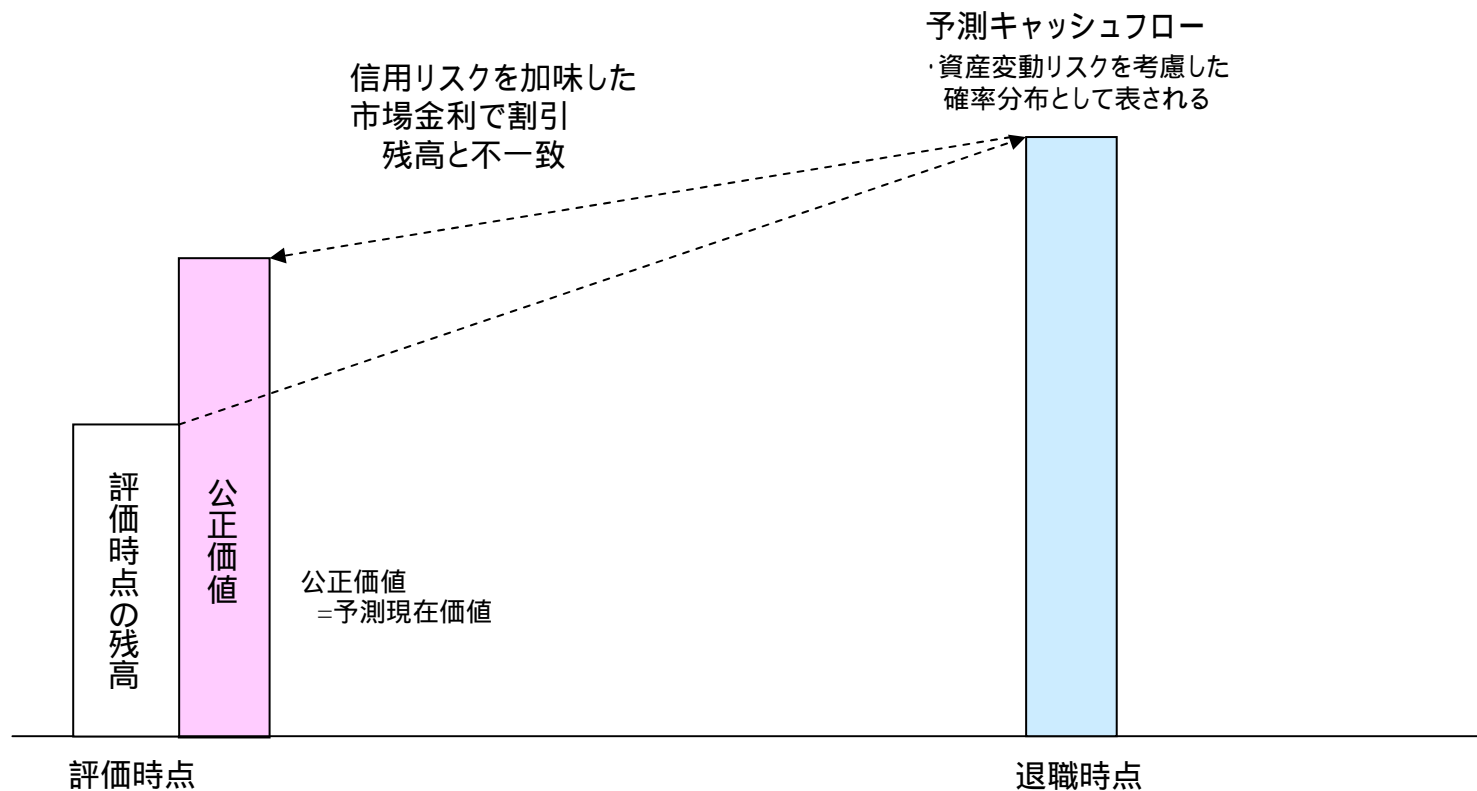
### キャッシュバランスプラン

- ・実際の掛金支払は行わない(仮想個人残高)
- ・従業員は仮想個人残高に対して実際の運用商品を割り当て
- ・事業主は従業員が選択した運用商品(実際には購入していない)の利回りに基づいて利息を付与

給付額は前頁(確定拠出年金)と実質的には同じ。異なる点は以下の2点

- ・積立の有無
- ・事業主が給付を支払う時期

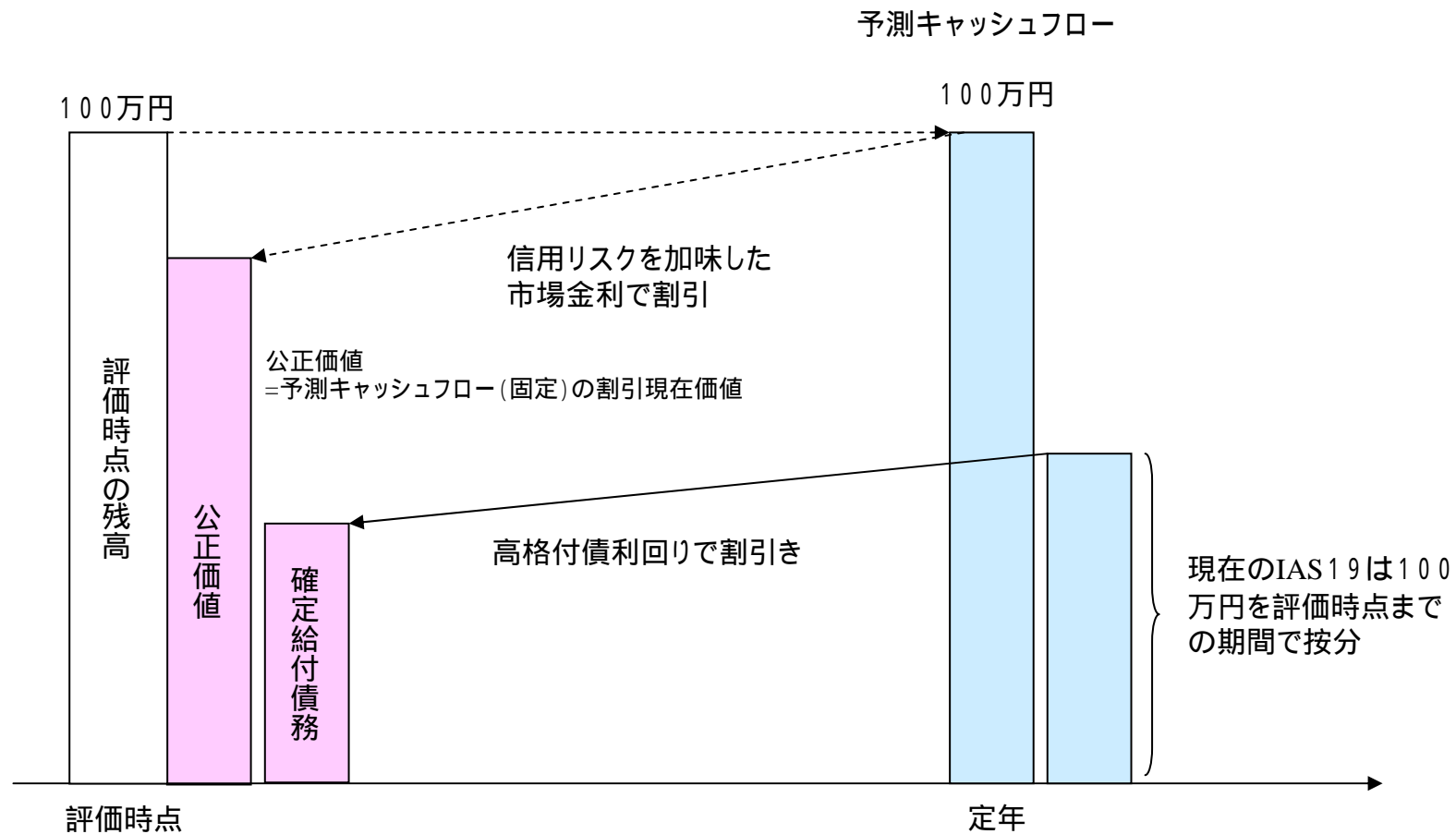
と同じ債務が認識されるはず(?)。



## 6. 拠出ベース約定の測定～公正価値のイメージ

勤続期間に関わらない一定額の一時金給付

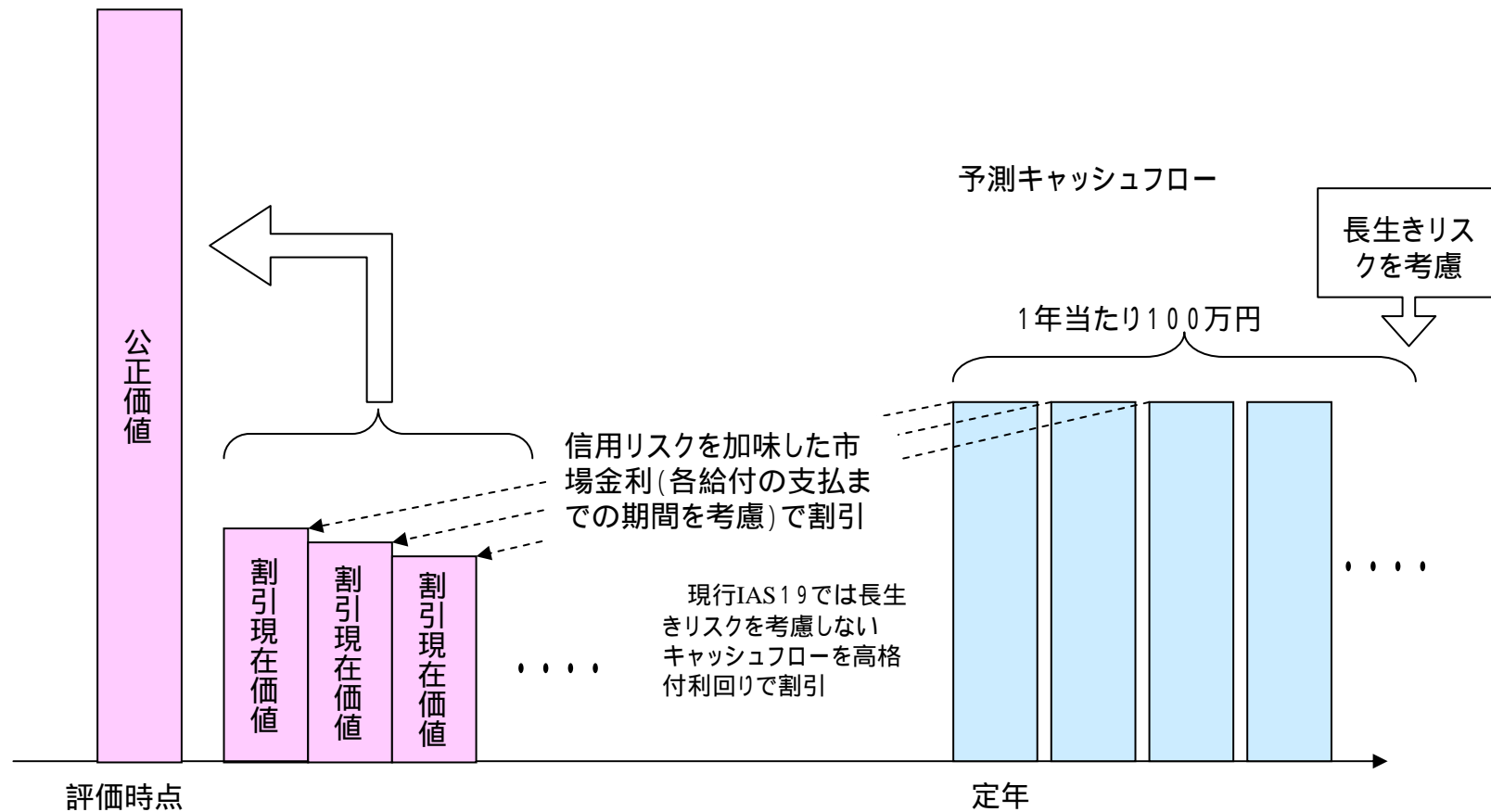
・定年退職者に100万円の功労加算を支払う



## 6. 拠出ベース約定の測定～公正価値のイメージ

勤続期間に関わらない一定額の年金給付

・定年退職者に終身で100万円の年金を支払う



# 7. 累積段階以降の約定の測定 ~ 予備的見解

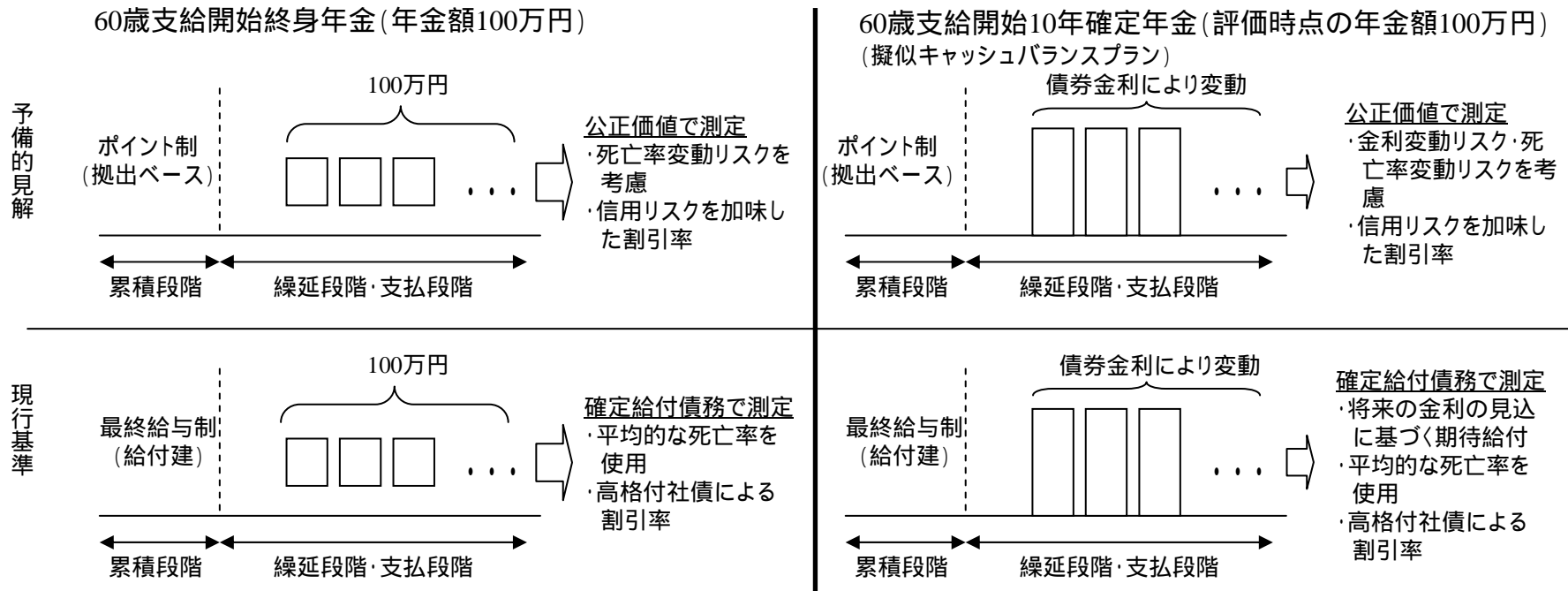
## 【審議会の予備的見解】

**累積を終了した後の繰延段階、支払段階の給付の債務は、累積段階と同じ方法で評価する。**

13ページのとおり、給付約定の種類は累積段階の定めによって決まる。累積段階終了後の繰延段階および支払段階の債務は、累積段階における約定に従って評価される。

例えば、ポイント制(拠出ベース約定)による年金額と最終給与比例制(拠出建約定)の年金額が同額になった場合でも、前者は拠出ベース約定の評価(公正価値)、後者は拠出建約定の評価(確定給付債務)が適用される。

また、退職時の一時金額が最終給与比例制の場合、年金額が市場金利の水準に応じて見直しされることになっていても(擬似キャッシュバランス・プラン)、年金受給権者の債務は給付建約定の評価(確定給付債務)が適用される。



## 8. 拠出ベース約定の区分・表示および開示～予備的見解

### 【審議会の予備的見解】

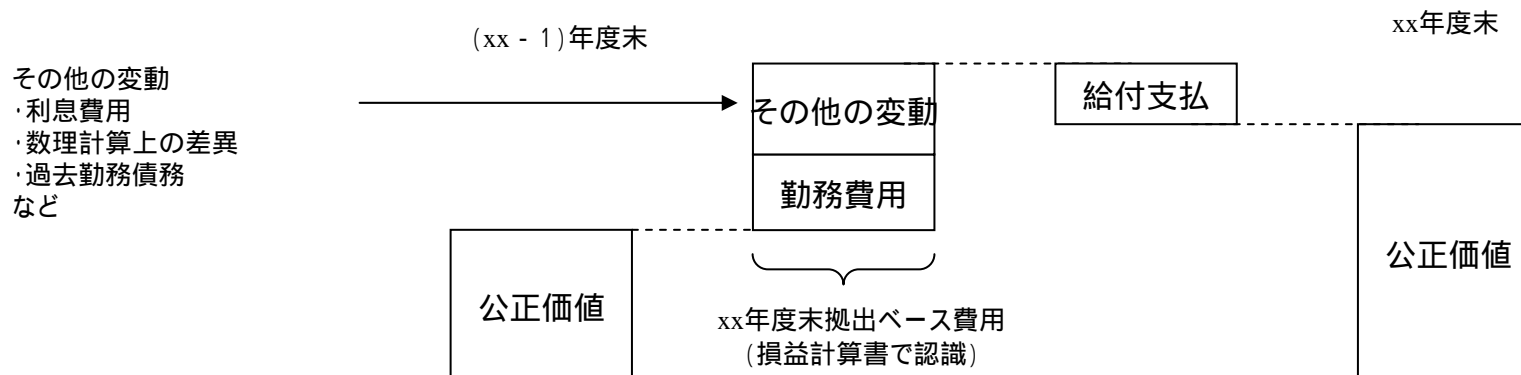
1. 拠出ベース約定の債務の変動を、勤務費用とそれ以外の変動に区分する。
2. 拠出ベース約定の債務の変動と、制度資産の変動のすべてを損益計算書で表示する。
3. 拠出ベース約定のリスクについて開示を行う。

拠出ベース約定の勤務費用は、その年度に拠出ベース約定の債務として最初に認識される金額、つまりその年度に支払われる掛金の公正価値である。

拠出ベース約定については利息費用を認識することなく、「勤務費用」と「勤務費用を除く債務の変動」とに区分する。

拠出ベース約定の債務の変動のすべてと、年金資産の変動のすべてを損益計算書で認識する。したがって給付建約定の取扱いの第2案・第3案では給付建約定と取扱いが異なる。

拠出ベース約定の開示を含めた、退職後給付制度に関する包括的な開示の要求は、公開草案の中で示される。



## 9. 「高い方(higher of)」オプションがある給付約定～予備的見解

### 【審議会の予備的見解】

1. 拠出ベース約定と給付建約定の高いほうを給付するような制度は、給付建約定部分とオプション部分とに区分し、給付建約定部分には給付建約定の会計処理を適用する。
2. 給付建約定から区分されたオプション部分については、公正価値で評価する。
3. オプション部分の債務の変動は勤務費用とそれ以外に区分し、損益計算書で表示する。

比較する一方が「拠出ベース約定」、もう一方が「給付建約定」の場合について上記見解が示されている。両方とも給付建約定の場合は給付建約定として取扱い、両方とも拠出ベース約定の場合は(掛金と利息の定めに帰着するため)拠出ベース約定として取り扱う。

給付建約定部分を主体部分として給付建約定の処理を行い、拠出ベース約定が給付建約定部分を超える部分(オプション部分)を主体部分から切り離して公正価値で評価する。

## 9. 「高い方(higher of)」オプションがある給付約定～具体例

「約定A」と「約定B」とを比較する制度

約定A	給与の5%の掛金と国債金利による利息を付与するキャッシュバランス・プラン	予備的見解を適用
約定B	最終給与×勤続期間別支給率	
約定A	と同じキャッシュバランス・プラン	予備的見解
約定B	キャッシュバランスプラン導入前の旧制度(最終給与比例制)が継続したと仮定した場合の給付。	
約定A	と同じキャッシュバランス・プラン	予備的見解
約定B	退職時の基本給に、制度変更時までの勤続期間に対応した旧制度の支給率を乗じた金額	
約定A	と同じキャッシュバランス・プラン	拠出ベース
約定B	制度変更時の基本給に、制度変更日までの時勤続期間に対応した旧制度の支給率を乗じた金額	
約定A	一般的な確定拠出年金制度	予備的見解
約定B	退職時の給与×DC掛金率×DC加入期間	
約定A	一般的な確定拠出年金制度	拠出ベース
約定B	確定拠出年金の掛金累積額	
約定A	一般的な確定拠出年金制度	拠出ベース
約定B	確定拠出年金の想定利回りを2%とした場合の掛金元利合計	
約定A	退職時の基本給×勤続期間別乗率(最終給与比例)	予備的見解
約定B	退職金制度変更前の制度の変更時要支給額(一定額)	
約定A	退職時の基本給×勤続期間別乗率(最終給与比例)	給付建
約定B	(退職時の基本給+調整給)×退職時の勤続期間による旧制度の勤続期間別乗率	
約定A	退職時の基本給×勤続期間別乗率(最終給与比例)	予備的見解
約定B	制度変更時の旧退職金算定基礎給×退職時の勤続期間による旧制度の勤続期間別乗率	
約定A	退職時の基本給×勤続期間別乗率(最終給与比例)	予備的見解
約定B	勤続期間×100万円	

## 9. 「高い方(higher of)」オプションがある給付約定～評価

